

検察審査会からのお知らせ

「交通事故、詐欺などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけてくれないことがどうも納得できない。」このような人のために、検察官が事件を裁判にかけなかったことが正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。このような不満をお持ちの人は、検察審査会にご相談ください。相談や審査の申立てには費用はいりません。また、秘密は固く守られます。

検察審査会では、11人の審査員が審査を行います。審査員は、選挙権を持っているみなさんの中から「くじ」で選ばれることになっており、これまでに全国で60万人以上に経験いただいています。選挙権をお持ちの人は、審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としてご協力をお願いします。

問 岐阜地方裁判所内「岐阜検察審査会事務局」 〒500-8710 岐阜市美江寺町2-4-1 ☎ 058-262-5263



水柱

郡上市消防本部



就寝時の暖房器具使用による低温やけどに注意

まだまだ寒い時期が続きます。暖房器具が手放せないですね。就寝時にも、暖房器具を使用している人は多いと思います。

しかし、正しく使用しないと低温やけどになることがあります。今回は、低温やけどについて紹介します。

「低温やけど」とは

低温やけどとは、短時間の接触ではやけどにならない程度の温度を、長時間にわたって触れ続けることによつて起きるやけどです。

熱源となるものが低温の場合、長時間触れていても痛みや熱さを感じない場合が多くあります。そのような場合、やけどがゆっくりと進行します。気づいた時には、皮膚が赤く腫れ上がり、水ぶくれができてしまっています。さらに重症化すると、皮下組織にまで損傷が起きてしまいます。熱源になり得るものとして、湯たんぽ、カイロ、ストーブ、ホットカーペットなどがあります。起こしやすい部位は、かかと、くるぶし、すねなどです。

熟睡しているときなど、熱に対する反応が鈍くなっている時に起こりやすいです。また、乳幼児や高齢者、皮膚感覚が低下している人も注意が必要です。



「低温やけど」にならないために

- 暖房器具を体の同じ場所に、長時間触れさせないようにする。
- 直接、暖房器具をあてない。
- 使用する前に、必ず取扱上の注意事項を確認する。
- 可能なら就寝時には、暖房器具を使用しない。

問

消防本部
67・01119

郡上の地域資源を生かし、地域の課題を解決する新しいプロジェクトが始まっています！

Vol.18 郡上のみなさんと共に新しい未来の創造を！

郡上のみなさん、こんにちは。昨年9月からHUBGUJOに入居した伊藤裕二です。

前職は、静岡でインターネット関連の会社で仕事をしていました。退職を機に、妻の実家が近くIT設備が充実しているHUBGUJOを知り、郡上に移住して仕事をすることにしました。現在は、10月に静岡県立大学の先生と共同起業したマービット合同会社の代表として仕事をしています。

仕事内容は、大学の研究を生かしたIT関連と防災に関わる様々なシステムの研究開発、教育およびサービスの提供です。現在は「防サイネージ」という、防災機能があるデジタルサイネージ（電子掲示板）のシステムを販売しています。

現在私は郡上で勤務し、相方の



防サイネージ

▶「防サイネージ」の表示画面例

先生は静岡で勤務しています。HUBGUJOには高速のインターネット環境やテレビ会議システムなどがあるため距離間無く仕事ができています。

実は私は20年前に1年間、郡上に住んでいました。その頃には郡上でITの仕事をするのは想像できませんでしたが、今では可能となっています。

私の目標は、仕事を通して郡上のような自然豊かで伝統のある地域を、さらに良くし、安心安全で住みやすく、働きやすい社会に発展するように貢献することです。郡上のみなさんと共に新しい未来を創造し一緒に生きて行きたいと思っています。よろしくお願いします。



▶「防サイネージ」の設置事例
上段(道の駅)下段(商業施設)

問 HUBGUJO
67・92339